

# 役員及び評議員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬に関する事項を定める。

## (報酬)

第2条 法人業務を行う理事、監事、評議員に対して報酬を支給する。

## (支給額)

第3条 役員への支給額は、月額2万円とする。理事長は5万円、業務執行理事は3万円を加算支給する。

2 監事の業務は定款第11条及び定款施行細則第3章に記載のとおりであるが、監事(公認会計士など)のうち「財務諸表等を監査しうる者」1名については、月3万円を加算支給する。

3 評議員の報酬は、出席の都度2万円とする。周南市及び下松市以遠の場合は、通勤の実態に応じて通勤費を支給する。

## (支給日)

第4条 理事、監事報酬は、毎月28日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## (補則)

第6条 この規定の実施に関して必要事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

## 附則

この規程は、平成29年3月28日から施行する。